

北九州市環境影響評価条例施行規則の一部改正について (太陽電池発電所の対象事業への追加)

北九州市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正し、面積50ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置の事業を北九州市環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象事業に追加した。

改正日：公布 令和2年2月3日 施行 令和2年4月1日

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価制度は、事業者が一定規模以上の開発事業（土地の形状の変更、工作物の設置等）を行うに当たり、事業計画の内容や、環境影響についての調査、予測及び評価を行った結果を公表し、地域住民等から意見を聴き、適切な環境保全対策を行うための手続きである。

2 条例規則改正の背景

我が国では、太陽電池発電所などの再生可能エネルギーについては、円滑な導入に向けた取り組みを積極的に推進していくこととしている。一方で、大規模な太陽電池発電所の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例が全国で報告されており、国は令和元年7月に、太陽電池発電所を環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に追加した。

3 条例施行規則改正の内容

太陽電池発電所の設置の事業が法の対象事業に追加されたことを踏まえ、条例の対象事業に、以下の事業を追加した。

- (1) 設置に係る区域の面積が50ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業
- (2) 設置に係る区域の面積が50ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業

4 その他（小規模太陽電池発電所への対応）

国は、法や条例の対象とならない小規模の事業についても、環境配慮や地域との共生を図ることが重要であるとしており、令和2年3月にガイドラインを策定し、事業者に対し、自主的で簡易な取り組みを促すこととしている。

これを踏まえ、本市においても、地域特性を考慮したガイドラインを策定した。これにより、条例の対象未満の小規模施設の事業者に対しても環境配慮を促していく。